

岡崎市 児童育成支援 行動計画

後期計画

概要版



おかざきっ子 育ちプラン

平成22年3月

岡崎市

□ 計画の趣旨

昭和46年～49年の第2次ベビーブーム以降、わが国では出生数の減少が続き、少子化対策は社会全体の大きな課題として認識されるようになりました。

そのような状況のもと、国においては少子化の進行を防ぐために、平成15年7月には、国・地方公共団体と事業者の今後10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するため「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。岡崎市（以下、本市）においても、より子育てしやすいまちをめざして、平成17年3月に「岡崎市児童育成支援行動計画」（愛称「おかざきっ子 育ちプラン」）の前期計画を策定し、子どもの健全な育成や子どもや家庭を取り巻く環境の整備に努めてきました。

本市における合計特殊出生率（注1）は、平成17年以降やや上昇しているものの、決して楽観できない状況にあります。少子化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会に大きな影響を与えるとともに、子どもの健やかな成長を妨げることから、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を講じていく必要があります。本計画は、計画の前期期間（平成17年度～21年度）の終了にあたり、社会環境の変化、施策の進行状況の把握を踏まえ、内容を見直し、後期期間（平成22年度～26年度）として少子化の流れを変えるための総合的な施策展開の指針として新たに策定するものです。

（注1）合計特殊出生率：一人の女性が15歳～49歳までの間に産むと推定される子どもの数。

□ 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

□ 計画期間

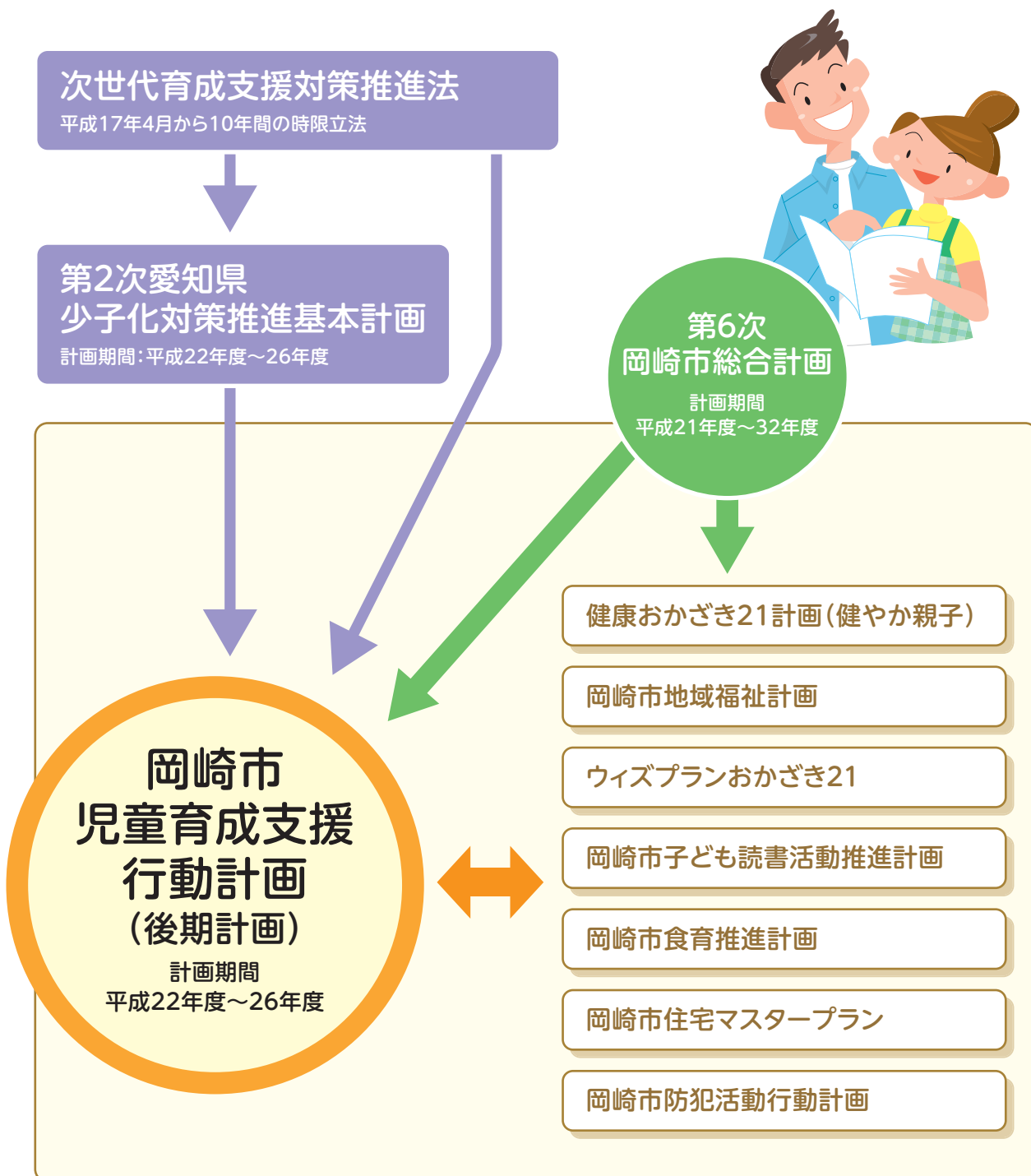
本計画は、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする後期行動計画として策定します。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しができるものとします。

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期計画									
			見直し		後期計画				

□ 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の市町村行動計画に位置づけられるものです。また、平成17年3月に策定した岡崎市児童育成支援行動計画「おかざきっ子 育ちプラン」(計画期間:平成17年度～21年度)の見直しを行った後期計画であり、岡崎市総合計画の個別計画であるとともに関連する各種計画と整合性や連携を図り策定したものです。

また、本計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画を包含し、健康おかざき21計画の健やか親子分野を盛り込んだ計画となっています。



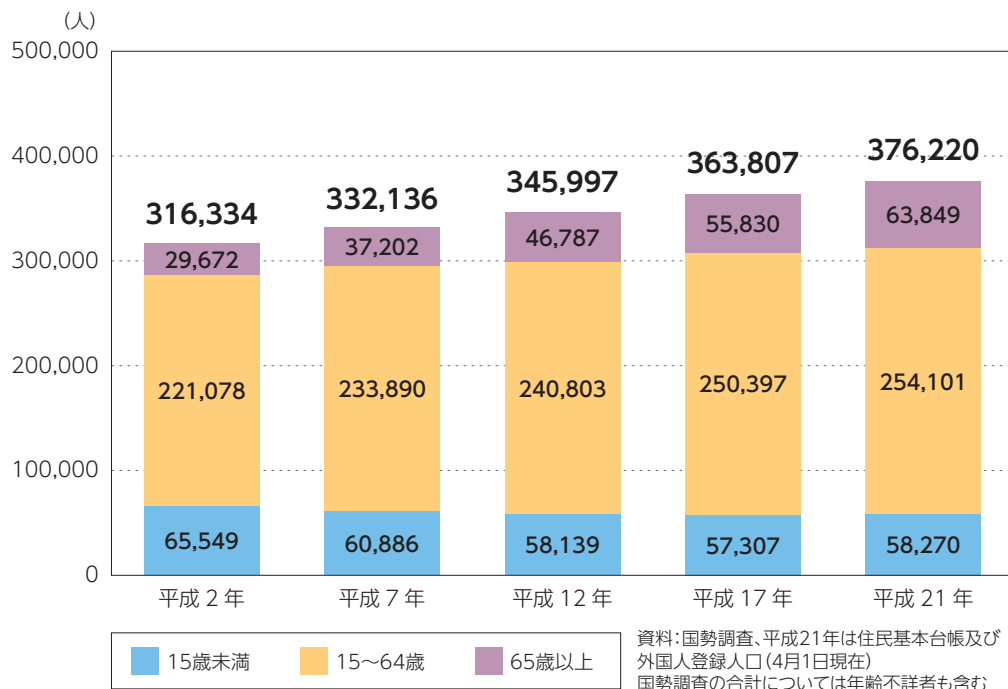
統計データからみる岡崎市

近年、本市の人口は増加傾向にあります。子どもの数は横ばいで推移しています。世帯数は増えていますが世帯人員は減少しており、核家族化が進んでいます。

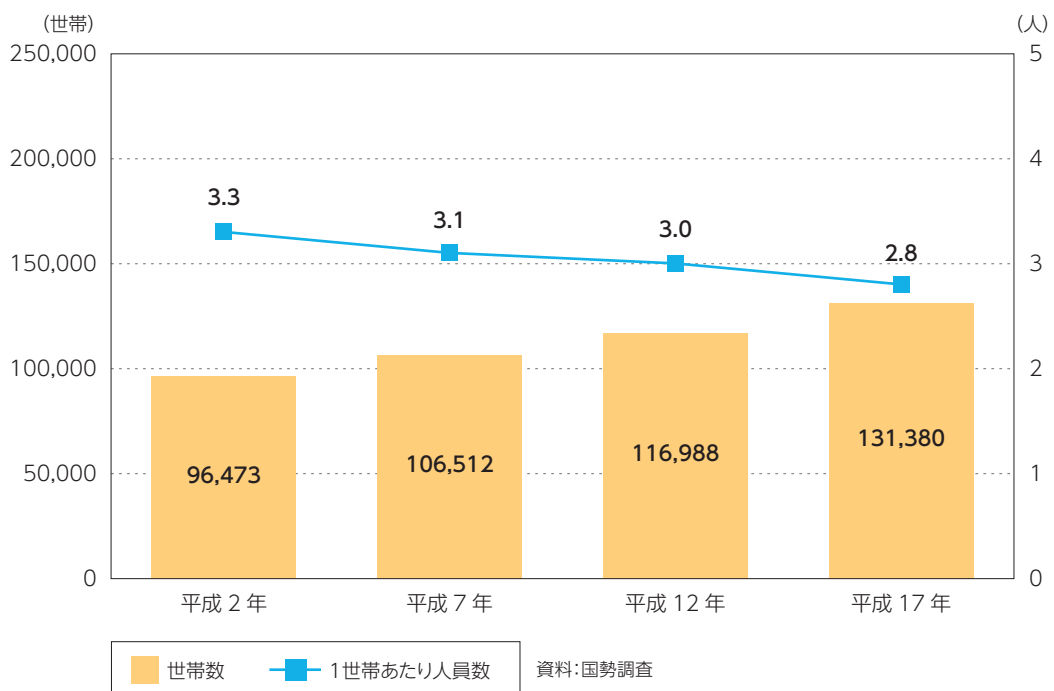
20歳代後半から30歳代後半の女性の就業率は、高まっています。

本市の合計特殊出生率は、国・県より高くなっています。

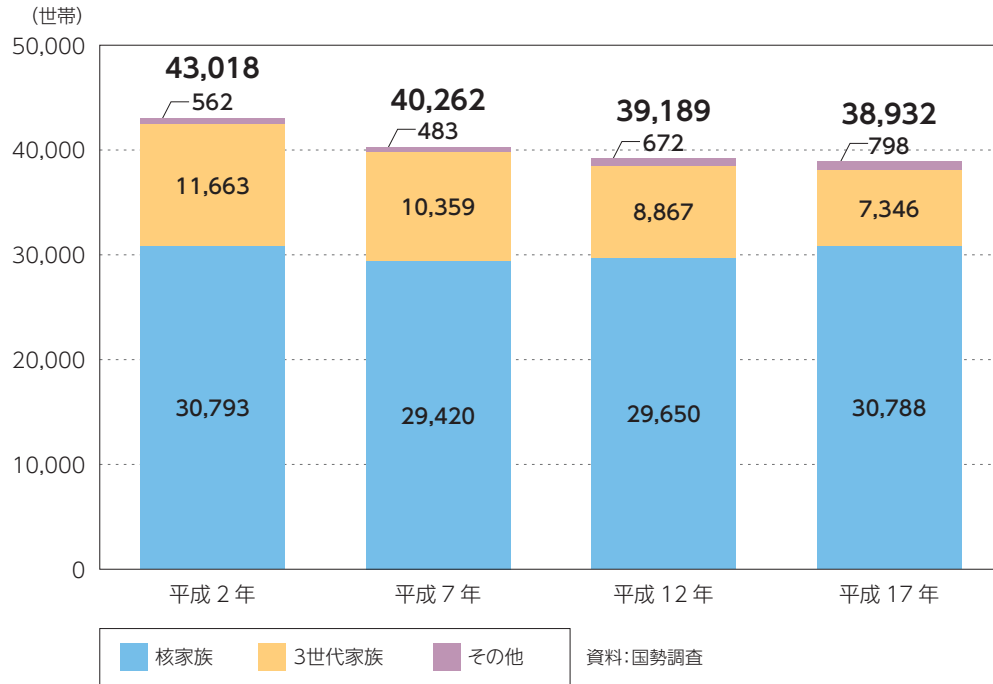
◆人口(年齢3区分)の推移



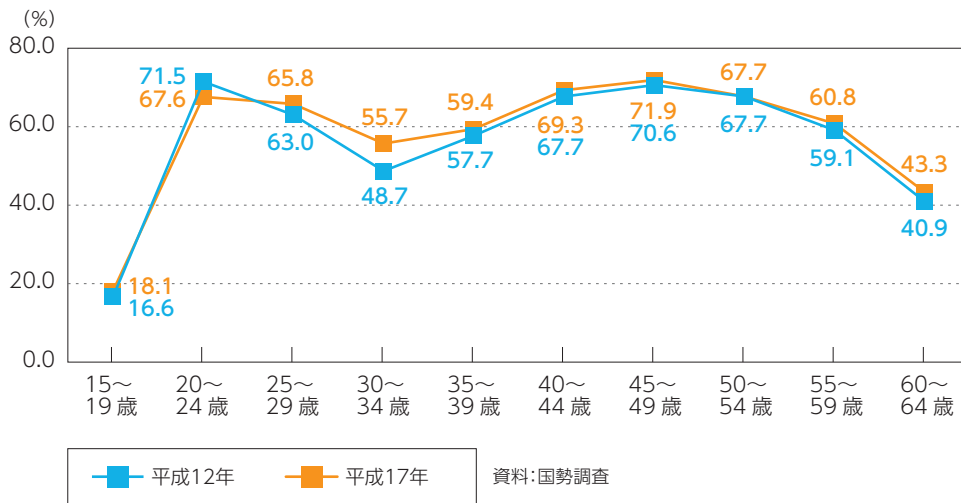
◆世帯数・世帯人員の推移



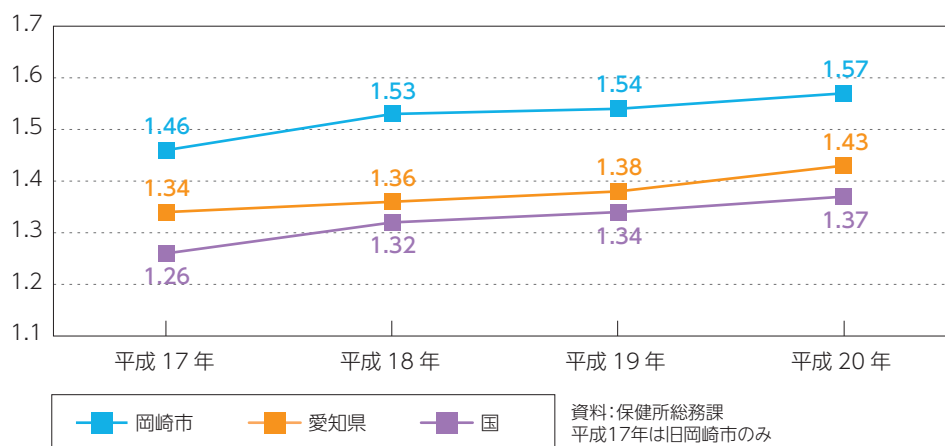
◆18歳未満の子どものいる世帯の推移



◆女性の就業率



◆合計特殊出生率の推移



市民意識調査からみる岡崎市

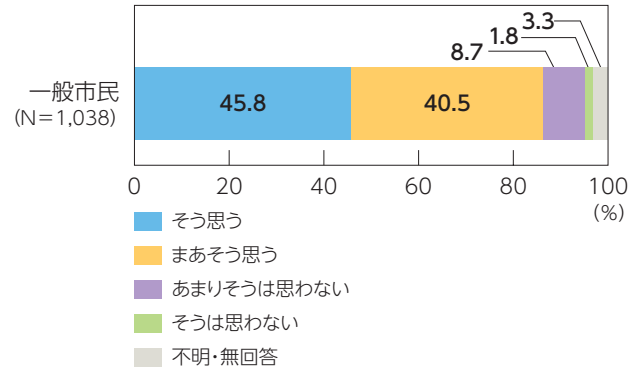
本市では、就学前児童を持つ母親の4割強、小学生児童を持つ母親の7割弱が就労しています。

日常的にまた緊急時には、祖父母等に預かってもらう家庭が多くなっています。

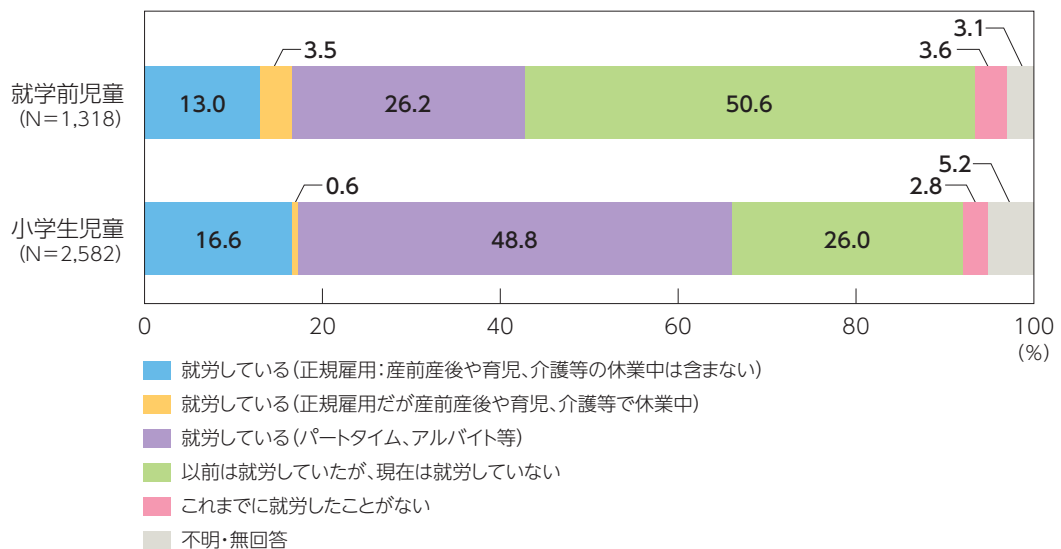
9割近い市民は、子育てに対して地域全体での取り組みが必要だと考えています。

少子化の社会に与える影響について、行政に対しては、経済的な負担の援助や医療体制の整備が求められています。

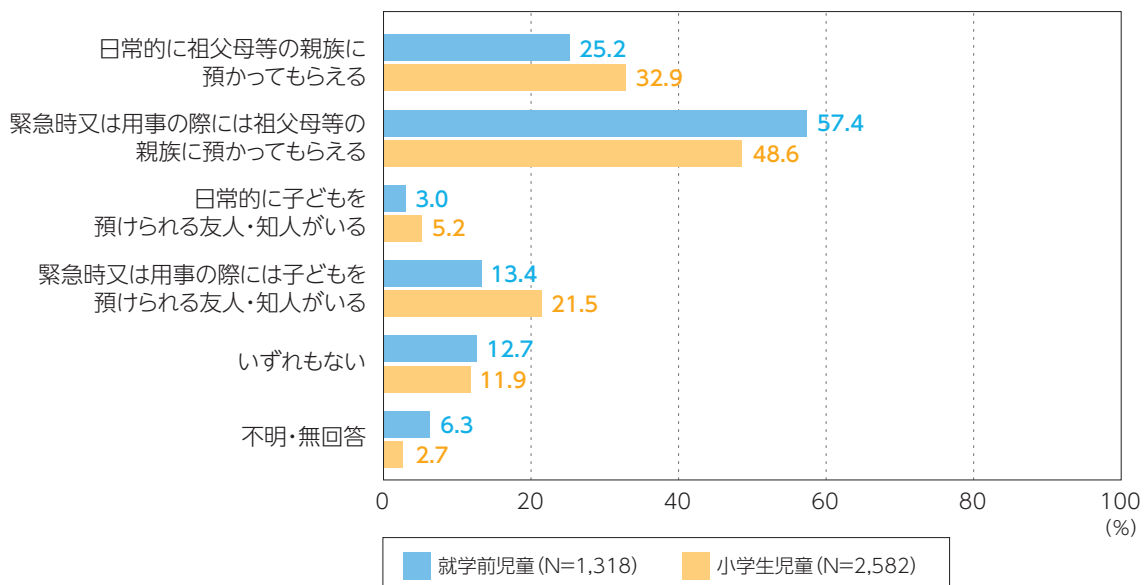
◆子育てに対して地域全体での取り組みが必要だと感じるかについて



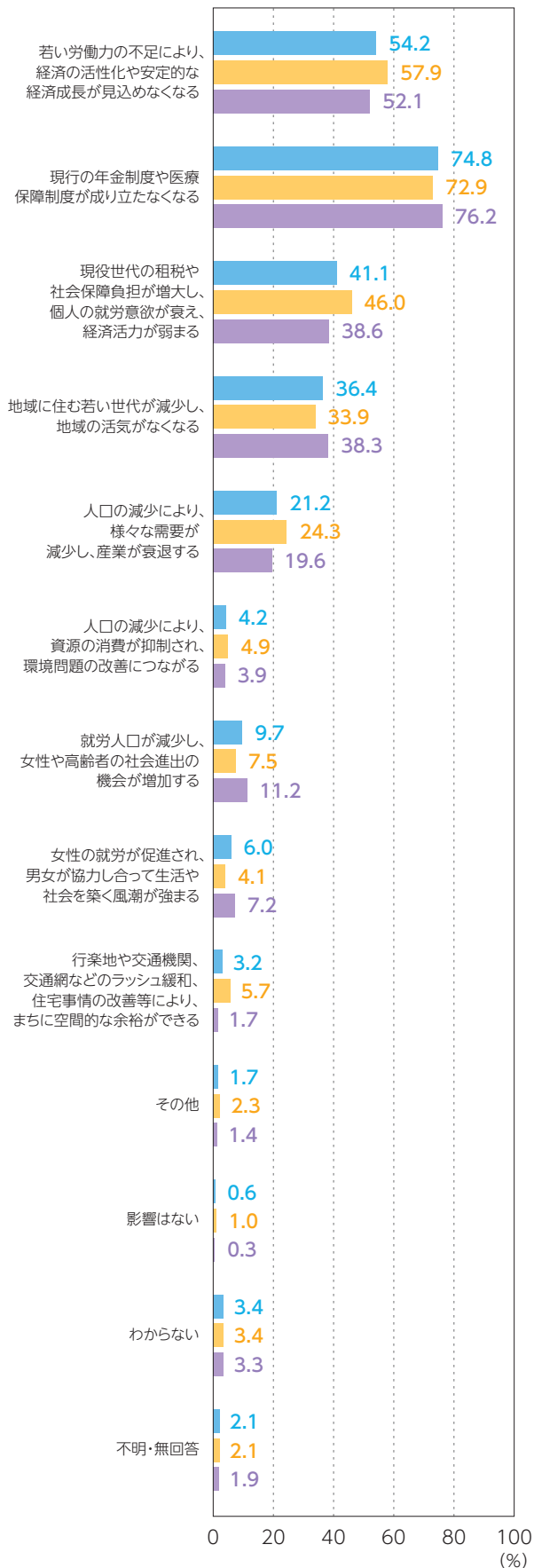
◆母親の就労状況について



◆お子さんを預かってもらえる人の有無について

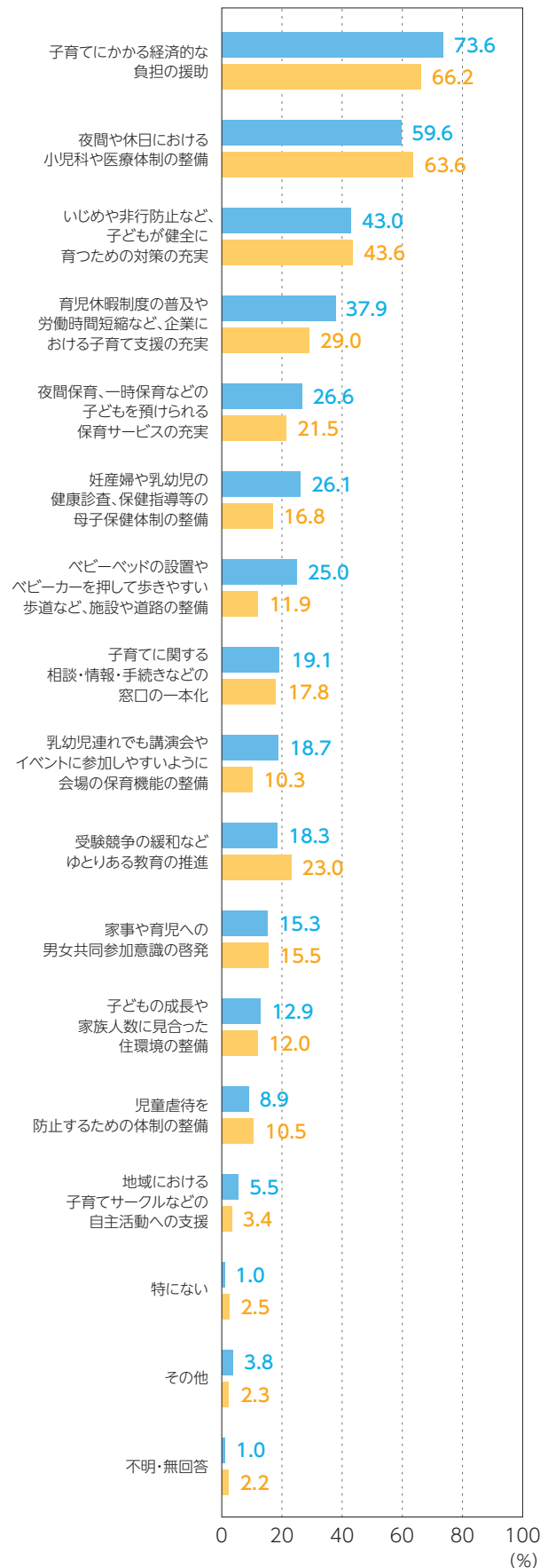


◆少子化が社会に与える影響について



■ 一般市民 (N=1,038) ■ 男性 (N=387) ■ 女性 (N=643)

◆行政に対して期待する子育て支援策について



■ 就学前児童 (N=1,318) ■ 小学生児童 (N=2,582)

基本理念

次代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するためには、家庭や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、安全にいきいきと学び遊べる環境が必要です。そこで本市では、子育て家庭、地域住民、事業者、行政が一体となって社会全体で子育て(注2)・子育てできる環境をつくり、誰もが安心して子どもを生み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現をめざします。

(注2) 子育て: 子ども自身が健全に成長していく過程のことをいう。

はばたく夢 子どもとともに育つ都市 大好き おかざき^{まち}

基本目標



この計画では、基本理念を実現するために次の3つを基本的な目標とし、これらを柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標 1

子どもが いきいきと 育つまち

この目標では、子どもの人権の尊重、子どもの人間性を豊かに育む環境づくり、安全と安心の確保、心身の健やかな成長の支援などを通して、子どもがいきいきと育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標 2

家族が とともに 育つまち

この目標では、親や家族が子育てに喜びを感じる環境づくり、すべての子育て家庭のネットワークづくり、共働き家庭における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族がともに育つまちをめざした施策を推進します。

基本目標 3

地域が すすんで 支えあうまち

この目標では、地域住民であるすべての大人がいつでも子育てを支えるという意識の浸透などを通して、地域がすすんで支えあうまちをめざした施策を推進します。また、次代の親となる若者に対して、将来に向けた意識づくりにも取り組みます。

基本的な視点

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもが最大限に尊重されるよう配慮します。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを進めます。

次代の親づくりの視点

子どもは次代の親であることから、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。

社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、子育て支援の取り組みを進めます。

仕事と生活の調和の実現の視点

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できるよう、関係者が連携し仕事と生活の調和を進めます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子育て家庭の孤立や社会的な支援を必要とする子どもの増加など、多様な背景に十分対応できる社会的養護体制を整備し、広くすべての子どもと家庭への支援を進めます。

地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域における子育てに関する活動を行う様々な団体や社会資源、各種の公共施設を十分かつ効果的に活用していきます。

サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるよう、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質の向上、人材の資質の向上、情報公開を進めます。

地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を効果的に活用した各種取り組みを進めます。

施策の体系

基本理念

はばたく夢 ^{まち}子どもとともに育つ都市 大好き おかざき

基本目標

- 子どもがいきいきと育つまち
- 家族がともに育つまち
- 地域がすすんで支えあうまち

基本的な視点

- 子どもの視点
- 次代の親づくりの視点
- サービス利用者の視点
- 社会全体による支援の視点
- 仕事と生活の調和の実現の視点
- すべての子どもと家庭への支援の視点
- 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- サービスの質の視点
- 地域特性の視点

基本施策

1
地域における子育て支援

2
母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進

3
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

4
子育てを支援する生活環境の整備

5
職業生活と家庭生活との両立の推進

6
子どもの安全の確保

7
要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

推進施策

- (1) 総合的な子育て支援の充実
- (2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実と意識啓発の推進
- (3) 保育サービスの充実
- (4) 児童の健全育成に向けた地域活動の充実
- (5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの健やかな体づくり
- (3) 子どもの人間性・社会性を育む事業の推進
- (4) 芸術・文化・歴史とのふれあい
- (5) 自然体験の推進
- (6) 生きる力を育む教育の充実
- (7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- (1) 子どもの居場所づくり
- (2) 良質な住宅・居住環境の確保
- (3) 安心して外出できる環境の整備

- (1) 仕事と生活の調和の実現
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり
- (3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

1

地域における子育て支援

(1) 総合的な子育て支援の充実

- 孤立しがちな乳児を持つ親に対し保育士などが全戸訪問を行い、子育て不安の解消、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。また、訪問の際、民生委員・児童委員との連携を強化し、身近な地域での継続的な子育て支援体制を整備します。
- 0歳児～2歳児の約9割が在宅において保育されていることに鑑み、それぞれの子育て家庭を取り巻く環境に応じて適切なサービスの提供が受けられるよう、関係機関の連携を図ります。
- 子育てに関する多様なニーズに対し、子育てに関する相談・情報提供・交流などを総合的に捉えることが求められていることから、支援拠点としての子育て支援センターのサービスの充実を図ります。
- 子育て中の親子が集い、交流できるような場や機会を設け、さらに親同士の交流を支援する機能を重視し整備を進めます。

[主な推進事業] 乳児家庭全戸訪問事業／子育て支援センター事業／子育て広場事業／つどいの広場事業／保育園・幼稚園における子育て支援事業／岡崎げんき館(子ども育成ゾーン)／児童センター・太陽の城

10

(2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実と意識啓発の推進

- 子育てについての意識啓発を進めるために、各種講座や学習会などを開催します。
- 子育て世帯が理解しやすく、利用しやすい子育て情報が提供できるよう、広報紙やリーフレットの作成・配布、ホームページの内容の充実を積極的に進めます。
- いつでも気軽に利用できる身近な相談場所として、保育園・幼稚園・学校・保健所などにおける相談体制の充実を図ります。
- 相談の内容に応じ、保健・医療・福祉・教育など、それぞれ必要な専門支援サービスにスムーズにつなげるとともに、各種相談窓口と民生委員・児童委員などとも連携を取り合い、お互いの専門性を活かした、より一体的な相談体制づくりに努めます。

[主な推進事業] 家庭教育推進事業／子育てに関する講演会、育児講座の開催／家庭教育講座／家庭教育支援子育て講座／子ども情報誌の発行／総合的な子育て情報の提供／家庭児童相談室／まちかど保健室／精神保健福祉相談・メンタルヘルス相談／保育園の電話相談／こども相談



(3) 保育サービスの充実

- 必要な保育サービスを誰もが適切に受けられるよう、適宜、保育サービスの提供体制を整備し、今後も待機児童ゼロを堅持します。
- 子どもの人権を第一に考え、適切な保育サービスの提供に努めます。
- 保育士の研修体制の充実により、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保を行い、保育の質の向上に努めます。
- 「福祉としての保育園」と「教育としての幼稚園」という施設目的を踏まえつつ、子どもが就学前に必要な発育や成長が遂げられるよう支援される体制の充実に努めます。

[主な推進事業] 保育の実施／延長保育の実施／休日保育事業／一時保育事業／子育て短期支援事業／病後児保育事業／病後期一時託児事業／公立保育園・公立幼稚園の施設整備／私立保育園管理運営費の助成／私立保育園施設整備費の助成

(4) 児童の健全育成に向けた地域活動の充実

- 社会全体で子育て家庭を支援する気運の醸成を図るための取り組みを進めます。
- 子育て中の保護者が子育ての喜びなどを共有し合うことができる交流の場づくりを促進します。
- 世代間交流活動などを幅広い年代にわたって広げ、地域の教育力や子育て力の向上に努めます。
- 子育て経験者や企業退職者など地域の豊富な人材をボランティアとして積極的に活用し、地域が一体となった子育て支援に努めます。

[主な推進事業] 親子で参加する体験活動の実施／保育園地域活動事業／家庭教育推進モデル地区事業／子育て支援ボランティア育成と連携／託児サポーターステップアップ講座／ファミリー・サポート・センター事業／読書ボランティア養成講座の実施／地域の年中行事／中学校区児童生徒健全育成協議会／民生委員・児童委員の活動／学区福祉委員会／健康推進員活動／子育て家庭優待事業／「子育て応援の日」の啓発

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 子育てに関する経済的負担感が少子化の一因であることから、経済的負担の軽減により、子どもを生み育てたいと思う男女が希望する数の子どもが持てるよう支援し、少子化の改善を促します。
- 幼稚園の保育料などの補助により、子育て家庭の教育費の負担軽減に努めます。

[主な推進事業] 子どもを持つ家庭に対する手当の支給／子ども医療費助成／自立支援医療(育成)／養育医療給付／妊娠中毒症等療養援護費の支給／小児慢性特定疾患医療・日常生活用具給付／私立幼稚園入園料の補助／幼稚園就園奨励費補助金制度／私立幼稚園健康診断補助事業／私立幼稚園教育振興関係補助事業／民間児童クラブ利用者育成料補助事業／児童生徒就学援助事業／生活保護世帯小中学校入学祝品の支給／特別支援教育就学奨励事業／外国人学校通学費の特別補助事業

地域における子育て支援についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
乳児家庭全戸訪問事業の実績(割合)	—(平成21年4月より実施)	90%
子育て支援センター事業の実施箇所数	6箇所(H21)	6箇所
子育て広場事業の実施箇所数(地区子育て支援センターを含む)	13箇所(H21)	13箇所
つどいの広場事業の実施箇所数	3箇所(H21)	4箇所
子育て講座の開催回数	16回(H21)	18回
家庭教育講座の開催率	94%(H21)	96%
家庭教育支援子育て講座の参加率	90%(H21)	100%
精神保健福祉相談・メンタルヘルス相談の件数	延べ1,358件(H20)	延べ1,500件
通常保育の実施園数と定員数(8時～16時)	53園 定員7,635人(H21)	53園 定員7,700人
延長保育(延長A)の実施園数(16時～17時30分)	53園(H21)	53園
延長保育(延長B)の実施園数(7時～8時、16時～19時)	33園(H21)	37園
延長保育(延長C)の実施園数(7時～8時、16時～22時)	1園(H21)	1園
休日保育事業の実施園数	1園(H21)	1園
一時保育事業の実施箇所数	13箇所(H21)	16箇所
病後児保育事業の実施箇所数	1箇所(H21)	1箇所
病後期一時託児事業の実施箇所数	1箇所(H21)	1箇所
保育園地域活動事業の実施園数	28園(H21)	35園
子育て支援団体の活動支援の開催回数	62回(H21)	62回
子育て人材バンクの登録人数	7団体 20人(H21)	10団体 30人
ファミリー・サポート・センター事業の箇所数と登録会員数	1箇所 1,030人(H21)	1箇所 1,050人

2 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進



(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期の母親に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めます。
- 母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業の充実に進め、母子の健康保持・増進に努めます。
- 乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、速やかに的確な指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を図ります。

[主な推進事業] 不妊治療費の補助／母子健康手帳の交付／妊婦相談／助産扶助事業／マタニティ・ヨガ教室／ヘルシーマタニティクラス／出産前後の小児保健指導／新生児聴覚検査費の補助／母乳育児の推進／訪問指導の実施／健康診査の実施／健診事後指導教室／親子教室／予防接種／2歳児歯科健診の実施／フッ化物洗口推進事業／乳幼児の事故防止に関する啓発／保育園保健連絡会の設置／「マタニティマーク」の普及の推進

(2) 「食育」の推進

- 正しい食生活に関する家庭への意識啓発を継続して行うとともに、家族全員での楽しい食事を推進し、子どもの心身の健康の基盤を整備します。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動をはじめとして、規則正しい生活リズムや健全な食習慣と生活習慣の確立を図るための取り組みを推進します。
- 保育園や幼稚園、学校の給食では、食材や調理方法なども工夫し、栄養のある、食べて楽しい給食を実現させるとともに、食文化や郷土食を学び、四季を感じる機会として充実させていきます。

[主な推進事業] 食育の普及啓発／保育園・幼稚園を通じての食育の推進／学校での給食指導／肥満児童・生徒への個別指導／アレルギー除去食の提供

(3) 思春期保健対策の充実

- 煙草やアルコール、薬物の有害性の知識普及に努めるとともに、心身の健康と安全についての意識を高め、主体的な健康管理能力を育成します。
- 学校教育や家庭教育を通じて、生命との関わりを認識させる性教育を推進するとともに、個々の情報選択能力の育成に努めます。

[主な推進事業] 喫煙に対する健康教育／公共施設における禁煙・分煙の推進／アルコールに関する健康教育／薬物乱用防止についての講習会／薬物乱用防止キャンペーン活動／思春期に関する健康教育／性感染症講習会の実施／性感染症相談の実施／特定感染症検査の実施／学校保健委員会／自殺予防こころホットライン

(4) 小児医療の充実

- 乳幼児は体調が変化しやすいため、体調の急変にも対応できる適切な医療体制の整備を進めます。
- 小児救急医療の適切な理解と受診に向けて、広報・周知に努めます。
- 身近なかかりつけ医と緊急時の救急医への受診のすみ分けを促し、医療資源の有効な活用を推進します。

[主な推進事業] 小児救急医療に関する情報提供／夜間における小児救急医療体制の確保／周産期センターにおける母子一環治療／NICUにおける高度未熟児治療／小児難病に対する専門外来の設置と入院治療への対応／基礎疾患を持つ児童に対する予防接種の実施／小児病床の確保／高度救命救急医療体制の整備／岡崎市医師会との病診連携



母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
妊婦相談の相談窓口	1箇所(H21)	8箇所
ヘルシーマタニティクラスの訪問による開催案内人数	15人(H20)	60人
訪問指導の実施件数	1,519件(H20)	1,600件
2歳児歯科健診の実施の受診率	82.8%(H20)	85%
食育の普及啓発(食育だよりの発行回数)	年4回発行(H21)	年4回発行
薬物乱用防止についての講習会開催回数	22回(H21)	22回
性感染症講習会の開催回数	年1回(H21)	年1回
性感染症相談の実施(相談件数)	延べ年20件(H20)	延べ年30件
特定感染症検査の実施件数	590件(H20)	750件
小児救急医療に関する出前講座の開催回数	56回(H21)	60回

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

- 思春期の子どもたちが、次代の親として成長するために、乳幼児とのふれあい活動を通じて、将来、親となる喜びや大切さを知る活動の機会を推進します。
- 将来家庭を持ち、子どもを育てていく次代の親である子どもたちに対し、子育てや仕事の体験や学習ができる環境づくりを推進します。

[主な推進事業] 幼児とのふれあい体験



(2) 子どもの健やかな体づくり

- 生涯を通じて健康に過ごせるよう、発育期の子どもたちへの健康教育を推進します。
- スポーツ少年団への活動支援などを通じて、子どもの体力の向上や心の発育につながるスポーツ活動を推進します。
- 子どもたちのスポーツ活動を適切に導く、地域における優れた指導者の確保と育成に努めます。

[主な推進事業] 学校医・園医の配置／新入学児童就学時健康診断／保育園・幼稚園・小学校・中学校定期健康診断／学校保健会の設置／心と体の健康教育推進事業／結核対策委員会／青少年育成活動組織への活動支援／中学校部活動指導事業／岡崎市スポーツ少年団／【新規】総合型地域スポーツクラブの推進／各種スポーツ大会・教室開催／体育行事推進事業／体育施設の運営

(3) 子どもの人間性・社会性を育む事業の推進

- 子どもが豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、社会的マナーを身につけるとともに、自らを伸ばしていく力を育てる取り組みを充実します。
- 読書活動などを通じ、子どもが適切な読書習慣を身につけられるよう支援します。
- 姉妹都市などとの交流事業を通じ、子どもたちが国際的な広い視野を身につけ、多文化共生への理解を促します。

[主な推進事業] 幼・保・小の連携／動物とのふれあい／青少年健全育成事業／青少年センター・太陽の城／子どもの読書推進／生徒市議会／青少年赤十字／中日海洋エクスカッション／少年消防クラブの指導・育成／姉妹友好都市交流／【新規】子ども科学館

(4) 芸術・文化・歴史とのふれあい

- 子どもが質の高い芸術・文化にふれることができるよう、芸術・文化事業を充実します。
- 地域の芸術・文化・歴史とのふれあいを通じて、郷土愛を育みます。

[主な推進事業] 芸術鑑賞会／美術博物館などの入場料免除(わくわく校外活動制度)／親子造形センター事業／おかざき世界子ども美術博物館

(5) 自然体験の推進

- 子どもたちが地球環境の大切さや命の素晴らしさを実感できるよう、自然体験のできる機会を提供します。
- 親子で参加する自然体験の機会を充実し、環境教育を促進します。

[主な推進事業] 子どもを対象とした自然体験プログラム／親子ふれあいファミリーキャンプ／少年自然の家／おかざき自然体験の森のフィールドを生かした環境教育／「こどもエコクラブ」結成及び活動支援／おかざきエコプロジェクト／川を活かした自然体験活動の実施／ぶどう袋掛け収穫体験／緑化活動の推進／おかざき水とみどりの森の駅わんぱくフェスタ／【新規】「こども自然遊びの森(愛称:わんPark)」管理運営事業



(6) 生きる力を育む教育の充実

- 学校における安全の確保に努めるとともに、社会の動きに対応した新しい学習活動ができるよう、学校環境の施設整備に努めます。
- 個に応じたきめ細かな学習指導により、基礎・基本の確かな定着をめざすとともに、子ども一人ひとりの個性や可能性を育む教育体制づくりをめざします。
- 多様な体験活動や地域とのふれあい活動により、子どもたちが自ら課題をみつけ、自分で考え、行動するための「生きる力」の育成に努めます。
- 地域人材の積極的な活用を通じて学校の活性化を図り、地域との協働による特色ある学校づくりを進めます。

[主な推進事業] 特色ある学校づくり推進事業／学校関係者評価推進事業／小中学校の部活動／教員補助者活用事業／生活科・総合学習活用事業／マルチメディア開発・活用事業／文化行事推進事業／児童生徒活動リーダー研修／環境教室／英語スピーチフェスティバル／中学生の主張コンクール／健全育成推進事業／日本語教育講師派遣／【新規】総合学習センターの設立



(7) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- テレビやインターネットに対する子どもの情報選択能力を育成します。

[主な推進事業] メディア教育の推進

子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
幼児とのふれあい体験の実施校	全中学校(H21)	全中学校
総合型地域スポーツクラブの設立地区数	0地区(H21)	1地区
青少年健全育成事業(講演会の開催回数)	4回(H21)	6回
子どもを対象とした自然体験プログラムの実施回数	48回(H21)	53回
おかざき自然体験の森のフィールドを生かした環境教育の開催回数	45回(H21)	50回
おかざき水とみどりの森の駅わんぱくフェスタの開催回数	1回(H21)	1回
教員補助者活用事業の人数	170人(H21)	180人

4

子育てを支援する 生活環境の整備



(1) 子どもの居場所づくり

- 児童の健全育成の場として、児童育成センター、学区こどもの家などの地域における活動内容の充実に努めます。
- 公園の緑化や児童遊具の整備・充実を行い、幅広い年齢層の市民が憩い、交流できる場として充実に図ります。
- 様々な年齢の子どもによる異年齢交流を推進し、子ども同士で学び合えるつながりを強め、豊かな人間関係づくりに努めます。

[主な推進事業] 放課後児童健全育成事業／民間児童クラブ事業費補助事業／放課後子ども教室推進事業／学区こどもの家／児童遊園・こども広場の整備／都市公園の整備／図書館

(2) 良質な住宅・居住環境の確保

- 市営住宅の優先入居制度などを通じて、子育て世帯が安心して子育てできる良好な居住環境の確保に努めます。
- 安全な居住環境づくりに向け、シックハウス対策を推進します。

[主な推進事業] 子育て世帯の優先入居／地域優良賃貸住宅供給促進事業／あんしん賃貸支援事業／市営住宅の建替

(3) 安心して外出できる環境の整備

- 段差の解消やエレベーターの設置などのバリアフリー化とともに、ベビーベッドや授乳室の設置など子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。
- 公共性の高い民間施設に対しても子育てバリアフリーの普及啓発に努め、誰もが暮らしやすいまちづくりをめざします。

[主な推進事業] 庁舎などの子ども用設備の整備／ユニバーサルデザインによる庁舎などの整備／りぶら利用者への託児サービス／都市公園のバリアフリー化

子育てを支援する生活環境の整備についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
放課後児童健全育成事業(児童育成センター・民間児童クラブ)の利用人数	1,627人(H21)	1,900人
放課後子ども教室の実施箇所数	4箇所(H21)	9箇所
学区こどもの家の利用人数(子ども)	537,842人(H20)	587,500人
児童遊園・こども広場の整備箇所数	337箇所(H21)	337箇所
都市公園の整備箇所数	218箇所(H21)	224箇所
市営住宅の管理戸数に占める子育て世帯優先入居戸数の割合	1.1%(H21)	1.6%
りぶら利用者への託児サービス利用者数	- (平成20年11月より実施)	800人

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現

- 「子育てする家庭を社会全体で支える」という意識の醸成を図り、仕事最優先の価値観や性別による役割分担意識を見直し、多様な生き方や働き方を選択できる職場環境づくりに向け、啓発活動を行います。
- 父親も子育てに関する知識を学び、十分に情報が得られるよう、学習機会の提供に努めます。
- 育児休業の取得促進について、関係機関と連携しながら、様々な機会と媒体を通じて制度の定着・活用を進めます。
- 岡崎市特定事業主行動計画のもと、市職員が率先してワーク・ライフ・バランスの普及促進や実践に努めます。

[主な推進事業] 父親の子育て参加に向けた啓発／意識改革を図るための広報・啓発／子育てしやすい職場環境の整備の啓発



(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 保育室の新築や増改築に併せて、地域の保育ニーズに応じた保育室の活用の見直しを図るとともに、職員配置の見直しを柔軟に行います。
- 育児休業後の職場復帰や事業所内託児所の整備に向けて、支援や啓発を進めます。
- 保育ニーズに関する情報収集や分析を積極的に行い、適切な保育サービスの提供ができるよう検討します。

[主な推進事業] 放課後児童健全育成事業の充実／育児休業後の職場復帰の支援／事業所内託児所整備の啓発

職業生活と家庭生活との両立の推進についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
ファミリー・フレンドリー企業への登録数	16社(H21)	50社
放課後児童健全育成事業(児童育成センター・民間児童クラブ)の実施箇所数	38箇所(H21)	45箇所



子どもの安全の確保



(1) 子どもの交通安全の確保

- 通学路・生活道路を中心に交通安全施設の整備などにより、良好な交通環境の確保に努めます。
- 保育園・幼稚園・学校における交通安全教室の充実を図り、子どもの交通安全意識を高めます。
- 市民全体に対し、街頭指導などを通じて交通安全の意識を高め、交通マナーの向上を促進します。
- 様々な機会を通じてチャイルドシートや幼児・児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメットの着用を保護者に促し、子どもの安全確保に努めます。

[主な推進事業] 幼児に対する交通安全教室／幼児交通安全クラブの活動支援／幼児交通安全指導者の育成／新入学児童交通安全帽の無料配付／交通安全関連設備の整備／交通少年団指導育成の活動支援／交通安全教室の実施／チャイルドシートの貸出



(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための環境づくり

- 学校教育や家庭教育、地域での活動を通じて、子どもの防犯についての理解や知識を高め、自分の身を守る意識を根づかせます。
- 子どもが地域の中で安全に暮らせる環境づくりに向け、犯罪情報などの迅速な共有体制を整備します。
- 犯罪などの抑止や未然防止のため、地域住民が主体となった地域の自主防犯活動を支援します。
- 防犯灯の設置など通学路などの安全対策を図ります。

[主な推進事業] 不審者侵入への対策訓練の実施／防犯ホイッスルの配付／防犯ブザーの配付／防犯教室の開催／防犯情報メールの配信／自主防犯活動団体への支援／地域防犯ネットワーク／模擬パトロールカーによる巡回／青色回転灯パトロールの推進／防犯灯整備事業／防犯施設・設備整備事業

(3) いじめや不登校などの児童・生徒への対策の充実

- 学校現場へのスクールカウンセラーの配置などを通じて、児童・生徒の心の問題の早期発見・早期対応に努めます。
- 支援が必要な不登校児童・生徒に対し、学校復帰のための適応指導や保護者への相談を実施し、支援を行います。
- 必要な人に適切な相談支援が展開されるよう、教育相談センターや家庭児童相談室の広報・周知に努めます。
- いじめや不登校など配慮が必要な子どもに対し、指定校の変更や区域外就学などを柔軟に行い、学校への復帰をサポートします。

[主な推進事業] いじめ問題行動対策／スクールカウンセラーの派遣／心身障がいによる不登校児への心身医学療法／少年愛護センター／教育相談センター／心の電話おかざき／指定校変更区域外就学の許可

子どもの安全の確保についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
幼児に対する交通安全教室の実施回数	75回(H20)	77回
幼児交通安全指導者の育成(研修会の開催回数)	1回(H21)	1回
交通安全教室の実施	全小学校(H21)	全小学校
防犯教室の開催回数	19回(H20)	25回

7

要保護児童への対応など きめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 虐待防止ネットワークを強化し、関係機関において相互に連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と早期発見、早期対応に努めます。
- 迅速かつ適切な対応を図るため、児童相談所、警察、保健所、保育園、幼稚園、家庭児童相談室、民生委員・児童委員、学校、医療機関などの連携強化に努めます。

[主な推進事業] 【再掲】乳児家庭全戸訪問事業／養育支援訪問事業／要保護児童対策協議会の設置

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 母子家庭を対象とした医療費助成制度などの充実に努めるとともに母子家庭などに対する修学・住宅・生活資金などの貸付金制度の活用について、広報・周知に努めます。
- ひとり親家庭において、一時的に家事介護などのサービスが必要な場合やひとり親家庭になって間がないなど、生活環境の激変により日常生活に支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図ります。
- 母子家庭などの子どもが就学・就業する際に必要な費用を貸し付けることによって、児童福祉の向上を図るとともに、職業能力訓練費の一部支給や促進費の支給などの就労支援による自立を促進します。

[主な推進事業] 児童扶養手当の支給／母子家庭等医療費の助成／県・市遺児手当の支給／母子寡婦福祉資金の貸付／養育費の確保についての啓発・相談事業／相談体制の充実／母子家庭等日常生活支援事業／ひとり親家庭生活支援事業／母子家庭等就業・自立支援センター事業／母子家庭自立支援給付金事業／母子家庭の母の雇用についての啓発／市営住宅家賃の軽減／母子生活支援施設いちょうの家／他市母子生活支援施設入所委託



(3) 障がい児施策の充実

- 「子ども発達サポート事業」などにより、発達に不安のある子どもへの支援や保護者への相談などを行います。
- 発達障がいの不安のある子どもに対しては、岡崎げんき館、福祉の村や県立第二青い鳥学園・市民病院などの医療福祉との協働で医療・相談・訓練など育児支援を進めます。
- 福祉の村において発達障がい児や気になる子を支援する機能を付加する取り組みを進めます。
- 保育士・教諭の専門性の向上を図り、保育園・幼稚園などにおける障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、他機関との連携のもと、適切な保育の実施に努めます。
- 「障害者自立支援法」に基づく各種施策などを通じ、障がい児やその保護者への適切な支援に努めます。

[主な推進事業] 子ども発達サポート事業／発達障がい児への療育指導／めばえの家／障がい児サークルの支援／障がい児保育事業／心身障がい児施設入所検討連絡会／特別支援教育推進活動事業／そよかぜ相談／就学指導事業／若葉学園／みのりの家／障がい児地域療育等支援事業／障がい福祉サービス／在宅重度障がい者等訪問入浴サービス事業／移動支援事業／日中一時支援事業／重度心身障がい児の在宅管理指導／特別児童扶養手当の支給／障がい児福祉手当／心身障がい者福祉扶助料／児童デイサービス利用者子育て支援助成事業／障がい児就学奨励金／身体・知的障がい高校生奨学金・入学準備金／障がい者タクシー料金助成事業／住宅改修費助成事業／日常生活用具費支給事業／補装具費支給／心身障がい児(者)医療費の助成／通所サービス利用促進事業

要保護児童への対応など きめ細かな取り組みの推進についての数値目標

項目	現状値(基準年度)	目標値(平成26年度)
【再掲】乳児家庭全戸訪問事業の実績(割合)	—(平成21年4月より実施)	90%
ひとり親家庭生活支援事業(講習会の開催回数)	8回(H21)	8回
母子家庭等就業・自立支援センター事業(講習会の開催回数)	8回(H20)	8回
子ども発達サポート事業の連絡調整件数	401件(H20)	700件
障がい児保育研修会の参加者数	375人(H20)	380人



推進体制

計画の点検・評価

本計画では、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）の実効性を高め、利用者支援の視点に立ち数値目標を設定しています。データの収集などを定期的を実施し、数値目標の点検を継続的に行っていきます。

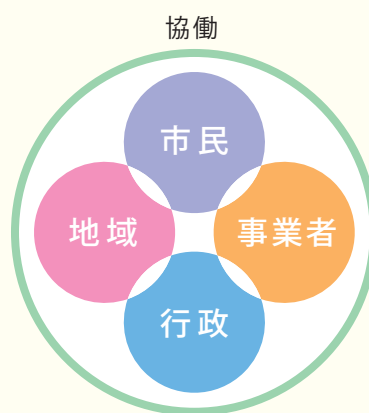
市民・地域・事業者との協働による推進

(1) 地域・NPO・事業者との連携

子育て家庭を支援していくためには、地域全体での取り組みが必要です。市民をはじめ、子育てに関する活動を行う子ども会、町内会、NPO、子育てサークルなどの市民活動団体、様々な民間事業者、民生委員・児童委員などと連携、協力を図りながら進めていきます。

(2) 事業者との連携

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進には、社会全体で取り組むという考え方の醸成が必要です。事業者へのワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、一般事業主行動計画策定の働きかけを行い、事業者との連携を進めていきます。



庁内体制の整備

本計画は、本市の子育て支援策を総合的かつ一体的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため計画の推進にあたっては、子育て支援関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署、関係する行政機関とも連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

国、愛知県、近隣市との連携

本計画で取り上げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業や広域的な対応を必要とする取り組みがあります。このため、国、愛知県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

発行・編集：岡崎市こども部こども育成課
住所：〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
TEL:0564-23-6820 FAX:0564-23-6833 E-mail : kodomo@city.okazaki.aichi.jp
発行年月：平成22年3月



古紙/パルプ配合紙を使用しています。

